

# 「滋賀県のはじまり」展

期間：平成20年（2008）6月17日（火）～7月31日（木）

場所：滋賀県庁新館3階 県政史料室

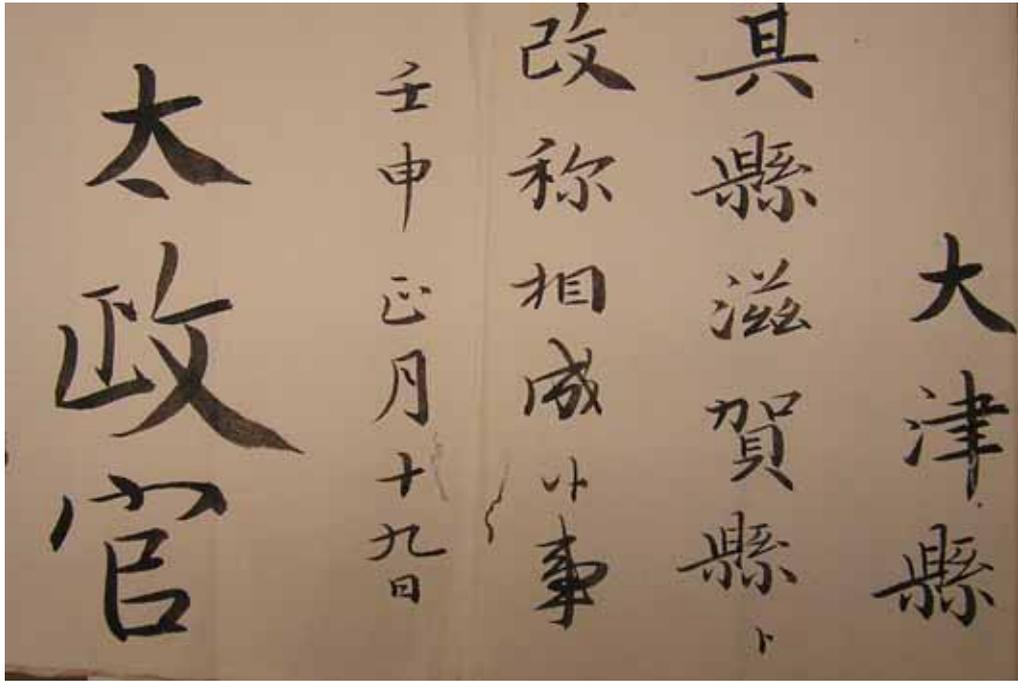
今回の展示では、「滋賀県のはじまり」と題して、発足したばかりの時期の滋賀県にスポットをあてました。

江戸時代の近江国は、藩領、公家領、寺社領、幕府直轄領など、大小さまざまな領地が入り組んだ状態でした。明治維新後の廃藩置県により、近江には8つの県が誕生しましたが、そのほかにも15県の飛び地が存在していました。全国的に県の統廃合が進んでいく中で、明治4年までには近江国内も長浜県と大津県の2つの県にまとまり、翌年の県名の改称（それぞれ犬上県、滋賀県へ）、両県の合併、若越4郡の分合を経て、現在の滋賀県になりました。また、明治に入り、周辺各府県との境界確定作業も進められていきます。

戦前までの県知事は、現在のように住民の選挙によって選出されるのではなく、国から派遣されていました。滋賀県の初代松田道之（まつだみちゆき）は開明派として名高く、また2代目の籠手田安定（こてだやすさだ）も県民の立場に立って行政手腕を発揮した人物として知られています。明治初期の滋賀県では、両知事の下、行政や産業分野などでさまざまな近代化政策が押し進められました。

## 【 展示文書の御紹介 】

- 1 県名改称の達 明治5年（1872）1月19日
- 2 県会開設の布達 明治12年（1879）4月7日
- 3 郡制施行について伺書 明治12年（1878）4月5日
- 4 籠手田安定<sup>こてだやすさだ</sup> 権令着任の布達 明治8年（1875）5月2日
- 5 若狭・越前四郡の合併の布達 明治9年（1876）9月22日
- 6 若狭・越前四郡の離脱に対する建議書 明治14年（1881）2月13日
- 7 警固方設置について達 明治5年（1872）3月
- 8 勸業について伺書 明治8年（1875）3月19日
- 9 鉄道築造について達 明治11年（1878）7月3日
- 10 比叡山上城江国界絵図 明治4年（1871）ごろ



### 1 県名改称の達

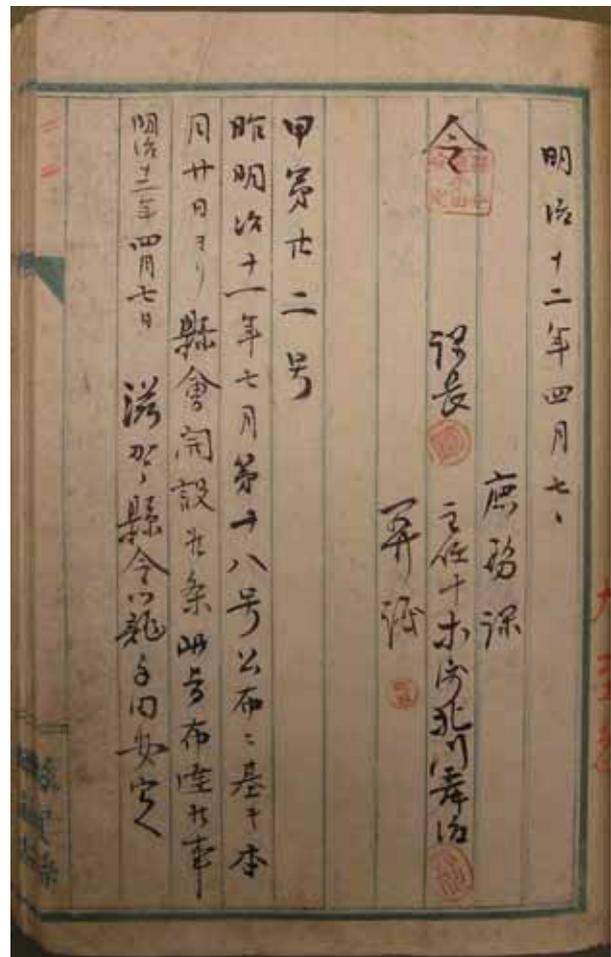
明治5年(1872)1月19日

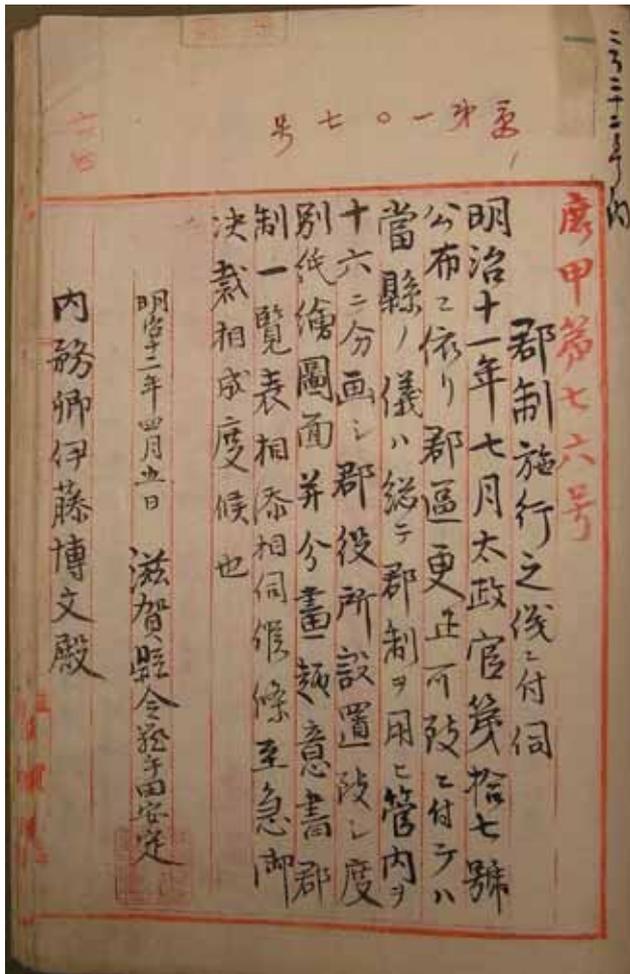
太政官(明治政府初期の最高官庁)から大津県に対し、県名を「滋賀県」に改めるよう達する文書である。当時、大津県は近江南部を管轄していたが、同年9月には同北部を区域とする犬上県と合併し、ほぼ現在の形の滋賀県が誕生した。

### 2 県会開設の布達

明治12年(1879)4月7日

県会(現在の県議会にあたる)を開設することを通知する文書。明治11年7月に「府県会規則」が公布されると、滋賀県では翌年2~4月にかけて選挙が行われ、郡ごとに3~5名の議員が選出された(定員64名)。第1回県会は大津の顕証寺(近松別院)で開催された。





### 3 郡制施行について伺書

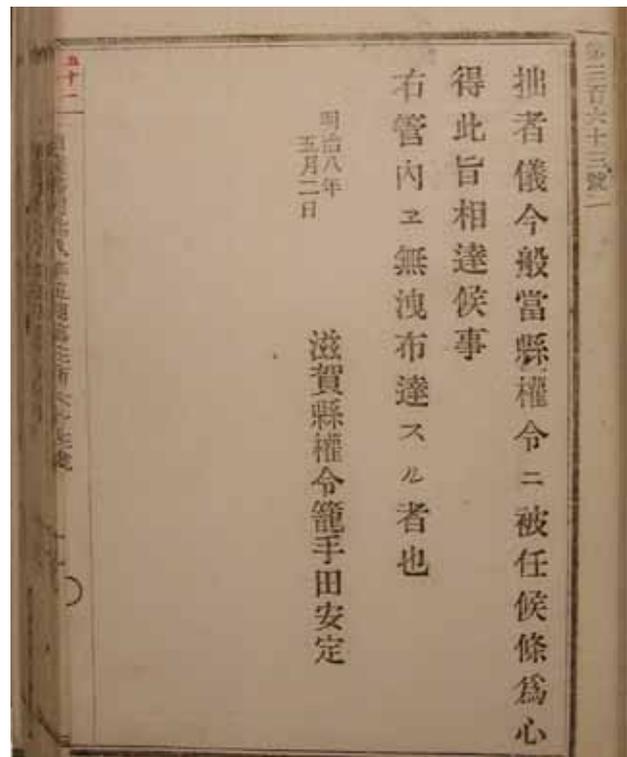
明治 12 年 (1878) 4 月 5 日

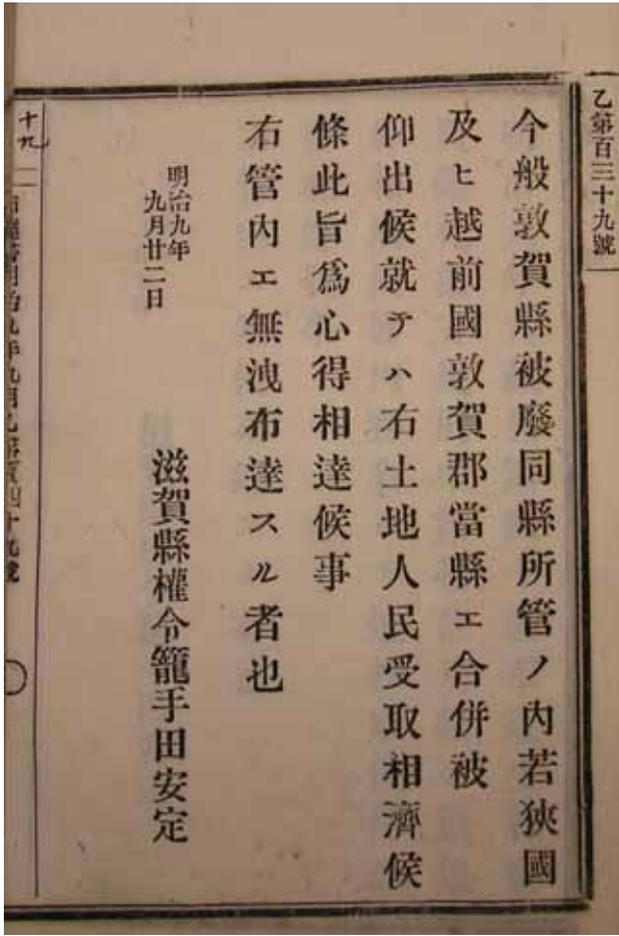
同年 7 月の「郡区町村編制法」により、行政区画としての郡が設置され、郡役所と郡長が置かれることになった。滋賀県はこの文書によって、管内を 16 (当時滋賀県域であった若越四郡を含む) に分割し、それぞれに郡役所を設置したいと国に伺いを立てた。裏面には、許可する旨の返答と共に、内務卿伊藤博文の押印がある。

### 4 籠手田安定 権令着任の布達

明治 8 年 (1875) 5 月 2 日

明治 8 年に 35 歳で権令 (現在の知事) に就任した籠手田は小学校の普及につとめ交通や産業の発展に尽力するなど、県の近代化の基礎を築いた。のちに醒井養鱒場となる養魚試験場もこの時代に作られた。籠手田は明治 17 年に滋賀県を去るが 29、30 年には第 8 代知事として再び県政を担った。

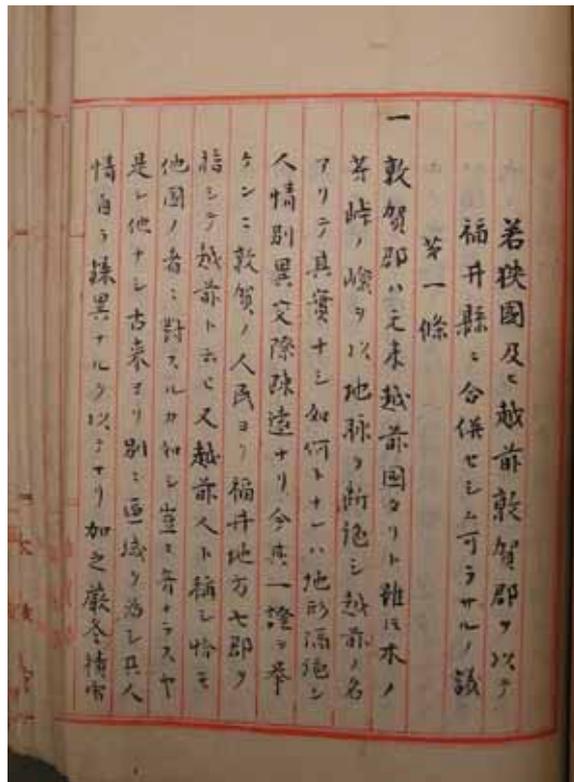




### 5 若狭・越前四郡の合併の布達

明治9年(1876)9月22日

明治9年、政府は経費節減などを目的として3府35県に府県を統廃合した。敦賀県は廃せられ、若越四郡は滋賀県（他の地域は石川県）と合併することになる。この時期の滋賀県は海に面した県となるが、14年には現在と同じ合併前の県域に戻る。



### 6 若狭・越前四郡の離脱に対する建議書

明治14年(1881)2月13日

明治14年2月7日、福井県が設置されるのにもない若越四郡が滋賀県から離れた。これに対して県令籠手田は、太政大臣三条実美と内務卿松方正義あてに「福井県二合ス可ラサル」と建議する。籠手田はこの後にも歴史的経緯を説いた反対書を送り、また遠敷郡などでも滋賀県への「復県運動」が起こるが、それらが聞き入れられることはなかった。

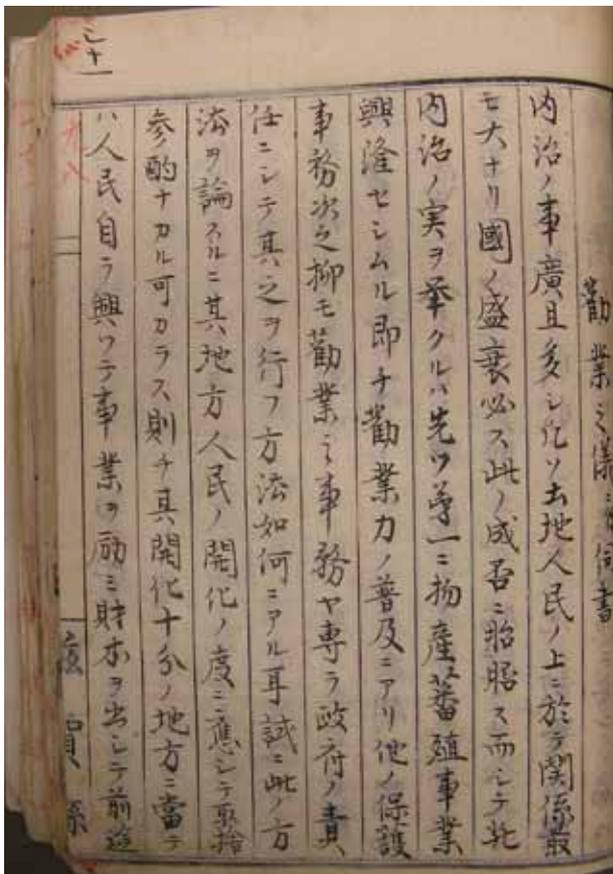


### 7 警固方設置について達

明治5年(1872)3月

明治5年、滋賀県では犯罪の捜査検挙の役を担う「警固方」と称する警察官吏が募集され、3月には初めて41名の警固方がおかれた。これはその警固方の存在を県令松田道之が一般県民に対して知らせたものである。

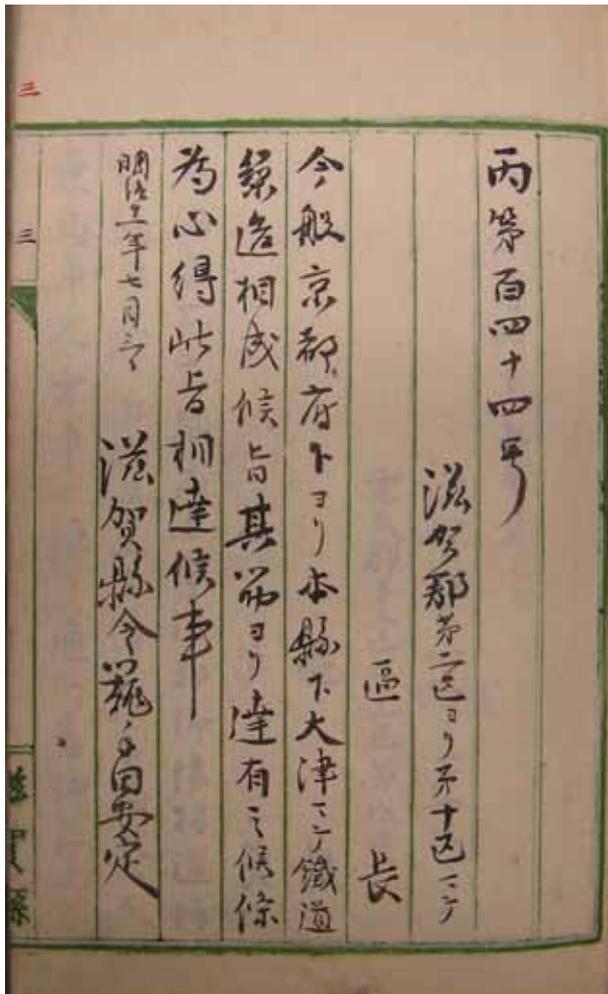
警固方は西洋の警察制度を参考にされており、制服も洋服を採用していた。



### 8 勸業について伺書

明治8年(1875)3月19日

初代滋賀県令に任命された松田道之は、県の行政機構を整える一方で、学校の建設や産業の発展にも尽力した。松田は初代内務卿大久保利通に対して、国による勸業政策遂行のためには「其地方人民ノ開化ノ度ニ応シ」るべきであると論じ、滋賀県への資金分配を願い出ている。



### 9 鉄道築造について達

明治 11 年 (1878) 7 月 3 日

明治新政府は日本近代化の課題の一つとして鉄道の敷設を計画し、滋賀県ではまず京都 - 大津間において鉄道が敷かれた。これは 8 月の工事の着工に先立ち、滋賀県令籠手田安定から出された達である。工事は明治 13 年に完成し、営業運転が開始された。



### 10 比叡山上城江国界絵図

明治 4 年 (1871) ごろ

近江・山城国境確定のための資料の一つ。白点線は凡例では「地脈」だが、実質的には延暦寺の主張する国境を示すと考えられる。しかし明治 6 年 7 月に確定した国境はこれとは違い、白点線より上(東)、尾根沿いに相輪塔・大比叡を通るものとされた。